



2026年4月24日

各 位

会 社 名 テクミラホールディングス株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 池 田 昌 史
(コード番号：3627 東証スタンダード)
問 合 せ 先 経 営 管 理 本 部 長 藤 代 哲
(TEL. 03-6838-8800)

取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する ストックオプション報酬額及び内容に関するお知らせ

当社は、2026年4月24日開催の取締役会において、「当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額及び内容」に関する議案を、2026年5月27日開催予定の第22回定時株主総会(以下「本定時総会」といいます。)に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額につきましては、2016年5月26日開催の第12回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額を月額100,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)とすること、また、2020年5月27日開催の第16回定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)を対象として、上記報酬額とは別枠で、年額100,000千円以内で、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することについて、ご承認いただいております。

今般、対象取締役による中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めるとともに、株主との価値共有を進めるため、上記報酬額とは別枠で、対象取締役に対する報酬として、新たにストックオプションを付与することにつき、本定時総会に付議することを決議いたしました。

なお、本議案における報酬額の上限、付与される新株予約権の数の上限、新株予約権の内容その他の本議案に基づく対象取締役へのストックオプションの付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針(本議案の承認を条件とした変更後の方針をいいます。)、その他諸般の事情を考慮した上で、指名報酬委員会からの答申を得て決定されており、相当であると考えております。

2. スtockオプションとしての新株予約権に関する報酬額

本議案に基づき対象取締役に対してストックオプションとしての新株予約権(以下「本新株予約権」という。)として支給する報酬の額は、年額30,000千円以内といたします。対象取締役に対してストックオプションとして付与する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。割当日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることといたします。

また、各対象取締役に対する具体的な支給の時期、配分等は、取締役会において決定することといたしたいと存じます。

なお、現在の当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は4名(うち、社外取締役1名)であり、本定時株主総会で取締役の選任議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は3名(うち、社外取締役0名)となります。

3. 報酬等の内容（ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

(1) 新株予約権の数の上限

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の数の上限は、1,200個とする。

(2) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

(3) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の割当日後4年を経過した日から7年を経過する日まで（ただし、最終日が銀行

営業日でない場合にはその前営業日まで) とする。

④ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑤ 新株予約権の行使の条件

- i. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ii. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- iii. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- iv. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

⑥ 新株予約権の取得に関する事項

- i. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ii. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記⑤に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

⑦ その他の新株予約権の募集事項

その他の本新株予約権の内容等については、本新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上